

レセプト電算処理の個別指定制度の廃止について

1. 改正内容

- レセプト電算処理システムへの参加については、当分の間の経過的な措置として、以下の保険医療機関（医科）に限り行うことが可能とされている。（個別指定制度：平成3年省令第51号附則第2条及び平成11年省令第104号附則第2条）
 - ① 厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関
 - ② ①の保険医療機関以外で厚生労働大臣が指定した保険医療機関

- 今般、レセプト電算処理の推進を図るため、上記2つの省令附則の関連規定を削除する（個別指定制度の廃止）。これにより、レセプト電算処理システムへ参加を希望する保険医療機関は、プログラム等の所定事項を審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金等）へ届け出ることにより、レセプト電算処理システムへの参加が可能となる。

2. 実施時期

公 布： 平成13年10月1日
施 行： 平成13年12月1日